

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	ものづくり振興課	整理番号	3-7-15
処分の種類	貯蔵施設等の許可の取消し等			
根拠法令条例等・条項	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の7第1項			
処分の概要	<p>貯蔵施設等の設置の許可を受けた者又は充てん事業者が法第37条の7第1項各号の一に該当するときは、その貯蔵施設、特定供給設備若しくは充てん設備の許可を取り消し、又はその貯蔵施設、特定供給設備若しくは充てん設備の使用の停止を命ずることができる。</p> <p>(最終)知事 (専決)ものづくり振興課長 (貯蔵施設等の設置の許可を受けた者に係る処分を除く。) (委任)地域振興局長 (充てん事業者に係る処分を除く。)</p>			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定 (過去に先例がなく、法令の定め以上に設定するのが困難。)</p>			
基準の制定根拠				